ガイドライン個票　加２

|  |  |
| --- | --- |
| ガイドライン名 | 影響評価法に基づく累積影響評価のための政策枠組み  Policy Framework for Assessing Cumulative Effects under the Impact Assessment Act |
| 発行者、発行年月 | カナダ環境アセスメント庁（Canadian Environmental Assessment Agency）、2023.5 |
| 頁数 | 6頁 |
| 法的根拠・位置づけ | 影響評価法（IAA：Impact Assessment Act ）  同法に基づく提案プロジェクトの累積的影響を評価するための一般的な要件とアプローチを定めるもの。ただし、本フレームワークは情報提供を目的としており、IAA またはその規制に代わるものではない。（矛盾がある場合は、IAAまたはその規制が優先される。）  なお、2024年の環境影響評価法改正により、2015年の Operational Policy  Statement 「Assessing Cumulative Environmental Effects under the Canadian Environmental Assessment Act, 2012」に代わるものであるが、累積的影響を評価するための全体的なアプローチや手順は変更されていない。 |
| ガイドライン対象者 | プロジェクト提案者の指針となるもの。  また、連邦影響評価に関与する他の関係者（連邦当局、他の管轄区域、先住民、利害関係者、一般市民）に方向性を示すもの |
| 対象とする事業・計画 |  |
| 累積的影響の定義、基本的な考え方 | IAAの規定による。  ・累積的影響：提案プロジェクトと、実施済みまたは実施予定の他の開発行為との組み合わせによって生じる可能性のある影響  ・影響：「影響」という用語は、 IAA第2条に定義され、IAA第22条(1)(a)項に参照されているように、環境または健康、社会、経済状況の変化、およびこれらの変化のプラスとマイナスの結果を指す。 |
| 累積的影響評価の手順 | **【累積的影響アセスメントのアプローチについて】**  すべての累積的影響アセスメントは、以下に記述される5つのステップ（スコーピング、分析、緩和、累積的影響の記述、フォローアップ）を含むべきであり、すべての文書は、アセスメントで使用された方法を明確に説明し、正当化しなければならない。  **＜ステップ1：スコーピング＞**  累積的影響評価のスコーピングには、以下の項目が含まれる。  ・累積的影響評価の対象となるVCの特定  ・空間的および時間的な境界の設定  ・提案プロジェクトの残存影響と他の開発行為の影響との関係の検討  スコーピングは、影響評価プロセスの計画段階から始まり、プロジェクトのカスタマイズされた影響評価ガイドラインに反映される。このプロセスの進行に伴い、環境、健康、社会、経済の状況、VC、影響の可能性、その他の開発行為の影響に関する情報が得られる。この情報は、累積的影響評価で何を考慮すべきか、またその範囲を明確にするのに役立つ。また、先住民のコミュニティや一般市民から提供される情報、知識、コメントに基づいてスコープは調整されることもある。  **＜ステップ2：分析＞**  累積的影響を予測するために使用された方法を明確に記述しなければならない。この情報により、影響評価書（Impact Statement）のレビュアーは、どのように分析が行われ、結論を支持する根拠が何であるかを確認できる。専門的判断に基づく仮定や結論については、明確に特定し説明する必要がある。  データの収集や生成は、累積的影響評価において重要な要素である。場合によっては、分析を支えるデータを取得または生成することが困難なこともある。しかし、データが限られている場合や予測に不確実性がある場合でも、影響の可能性がある累積的影響を適切に分析に取り入れるべきである。影響評価書のレビュアーには、累積的影響の種類や規模の全体像を提示する必要がある。また、分析では、累積的影響が性別などにより異なるかどうかを確認するために、ジェンダー・ベース・アナリシス・プラス（GBA Plus）を適用すべきである。いずれの場合でも、分析の基盤となる不確実性や仮定を記述し、情報源を明確に文書化しなければならない。  **＜ステップ3:ミティゲーション＞**  アセスメント庁の指針を考慮した上で、事業者は累積的影響を軽減するための技術的および経済的に実現可能な対策を特定しなければならない。この際、累積的影響を緩和するために適用される対策の効果を評価する必要がある。  プロジェクト固有の影響の場合と同様に、累積的影響のミティゲーションとしては、累積的影響を回避、軽減、または管理する方法が推奨される。これが不可能な場合は、提案プロジェクトによる残余影響で発生した損害について、代替、修復、または代償によるオフセットを検討すべきである。  累積的影響を緩和するための対策が事業者の制御範囲を超える場合、事業者はこれらの対策を実行する権限を持つ当事者を特定する必要がある。また、影響評価書には、これらの当事者による必要な対策の実施に関するコミットメントや、関連するコミュニケーション計画を要約する必要がある。  **＜ステップ4:影響の大きさの評価＞**  影響評価には、ミティゲーションの実施を考慮した上で、プロジェクトと他の開発行為の組み合わせによって生じる可能性のある累積的影響の記述が含まれなければならない。また、連邦管轄区域内の悪影響および直接的または付随的影響が重大である程度を特性評価する必要がある。詳細については、ガイダンス「影響の記述と影響の大きさの程度の特性評価」を参照。  累積的影響に関する予測は明確に提示され、定義された基準に基づいて正当化されるべきである。関連する場合、これには影響の可能性の悪影響の規模、地理的範囲、タイミング、頻度、持続期間、可逆性、ならびに重要な文脈的要因（先住民知識を含む）が含まれるべきである。場合によっては、影響を記述するために、影響の性質、比例性、方向性、因果関係、または確率性などの別の基準を使用することが適切な場合もある。さらに、主要な基準に加え、累積的影響の記述には、基準、ガイドライン、目標、または記述子などの証拠、科学的または価値に基づく管理基準や生態学的ベンチマークを考慮することが推奨される。  **＜ステップ5:フォローアップ＞**  フォローアッププログラムは、影響評価の正確性を検証し、ミティゲーションの効果を評価するために事業者が実施するものである。必要に応じて、これらには累積的影響を考慮することが含まれるべきである。既存のフォローアッププログラムへの参加や新しいプログラムの設立は、ケース・バイ・ケースで判断される。フォローアッププログラムの枠組みを策定する際には、CEAAに基づくフォローアッププログラムに関するアセスメント庁のガイダンスおよび1992年カナダ環境評価法に基づく順応管理措置に関するアセスメント庁のガイダンスで概説された考慮事項を取り入れるべきである。フォローアッププログラムに関する追加のガイダンスや考慮事項は、計画段階の終了時に事業者に発行されるプロジェクト固有の「調整された影響評価書ガイドライン」に記載される場合がある。 |
| 累積的影響を受ける要素（VE、VEC等）の範囲、条件 | **VCの特定**  累積的影響評価では、影響の予測される程度や範囲にかかわらず、ミティゲーションの検討後に残留悪影響が予測されるVCを考慮する必要がある。提案者は影響評価で累積的なプラスの影響を考慮することもできる。  また、VCが公共や先住民のコミュニティにおいて特に懸念される場合や、ミティゲーションに不確実性が強く依存する場合にも、累積的影響評価に含めるべきである。  累積的影響評価は、過去や将来に実施される可能性のある他の開発行為が、提案プロジェクトと同様のVCに影響を与える可能性がある場合に、それらの活動も考慮するべきである。 |
| 対象とする時間的な範囲 | 時間的境界の決定について、過去および既存の開発行為、ならびに確実であるか合理的に予見可能な将来の開発行為を考慮するべきである。また、これらの開発行為の影響が提案プロジェクトから予測される影響とどの程度重なるかも考慮すべきである。 |
| 対象とする空間的範囲 | 空間的境界の決定について、過去および将来の開発行為の影響を考慮するためには、指定されたプロジェクトが選択されたVCに及ぼす影響の可能性を含むように設定される必要がある。 |
| 累積影響の解析の対象とする事業の範囲 | 累積的影響評価では、残存影響が特定された提案プロジェクトと同じVC に影響を及ぼす可能性がある場合に限り、分析時までに実施された、または将来実施されるその他の開発行為を考慮する必要がある。  **過去および現在行われている事業の調査**  ・現在の環境、健康、社会及び経済状況は、多くの過去及び既存の開発行為の累積的影響を反映している。  ・過去の状況の説明は、特定のVCの累積的影響の理解が深まることがある。  **実施される開発行為の調査**  提案プロジェクトの累積的影響アセスメントには、確実な将来の開発行為を含めなければならず、以下に定義するように、一般的に合理的に予見可能な開発行為を含めるべきである。  **・確実に実施される未来の事業**：開発行為が実施されるか、実施される可能性が高い場合（例：提案者が必要な許可を得ている、または取得中である場合）  **・合理的に予見可能な未来の事業**：開発行為が進行することが予想される場合（例：提案者が必要な影響評価やその他の許可を取得する意図を公に開示している場合） |
| 解析ツール | 記載なし |
| 評価の考え方、閾値の設定方法・設定者等 | 記載なし |
| ミティゲーションの責務（誰が責任を負うか） | プロジェクト提案者（プロポーネント）は、技術的および経済的に実行可能なミティゲーションを特定し、その有効性を評価する責任を負う。  ミティゲーションがプロポーネントの管理範囲を超える場合、対応できる権限を持つ関係者（他の当事者）を特定し、その当事者が措置を実施することを約束しているかどうかを要約し、関連するコミュニケーション計画を示す必要がある。 |
| モニタリングの責務、範囲 | モニタリングの責務について  ・プロジェクト提案者（プロポーネント）が、フォローアッププログラムを実施する。  ・フォローアッププログラムの目的は、影響評価の予測の正確性を検証し、軽減措置の有効性を評価することである。  ・既存のフォローアッププログラムに参加するか、新たにプログラムを設立するかは、ケース・バイ・ケースで判断される。  モニタリングの範囲について  ・フォローアッププログラムの枠組みを策定する際、カナダ環境評価法（CEAA）に基づくフォローアッププログラムおよび順応管理措置に関するガイダンスを考慮することが求められる。  ・プロジェクトごとのTailored Impact Statement Guidelines（特定の影響評価指針）に基づき、追加の指針や考慮事項が設定される場合がある。 |
| 累積的影響評価における住民参加 | 1. スコーピング（Step1:Scoping）における住民参加  ・累積影響評価の範囲は、先住民コミュニティまたは一般の人々から提供される情報、知識、およびコメントを考慮して調整される。  2. 解析（Step2:Analysis）における住民参加  ・先住民コミュニティの意見は、累積的影響評価のすべての部分（空間的および時間的範囲、VC と物理的活動のセクション、影響の緩和と特徴付けなど）に反映される必要がある。  ・さらに、先住民の権利への影響の評価では、累積的影響の文脈を考慮する必要がある。 |
| データベース等支援システムの有無 | 記載なし |
| 推奨されている優良事例とそのポイント | 記載なし |
| 累積的影響評価を実施する上での課題等 | 記載なし |
| その他特記事項 | どの程度の努力量で累積的影響評価を行うかは、事業特性によりケース・バイ・ケース。 |